

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1 仏滅	2 大安 <small>個人住民税(都道府県民税及び市町村民税)の特別徴収額の通知 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の4月雇入・離職分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(4月分)</small>	3 赤口	4 先勝	5 友引	6 先負	7 仏滅
8 大安	9 赤口	10 先勝 <small>5月分の源泉所得税等の納付 特別徴収住民税の納期の特例分の納付 雇用保険被保険者資格取得届の提出(5月雇入分)</small>	11 友引	12 先負	13 仏滅	14 大安
15 赤口	16 先勝	17 友引	18 先負	19 仏滅	20 大安	21 赤口
22 先勝	23 友引	24 先負	25 赤口	26 先勝	27 友引	28 先負
29 仏滅	30 大安 <small>外国人雇用状況届出書の提出(5月分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(5月分)</small>					

2025 7

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
6	7	1	2	3	4	5
13	14	8	9	10	11	12
20	21	15	16	17	18	19
27	28	22	23	24	25	26
		29	30	31		



6月の総務・経理のお仕事カレンダー

6月の税務と労務



税務

- 5月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 → **6月10日(火)まで**
- 前年12月～当年5月分の特別徴収住民税の納期の特例分の納付 **Check!**
★10人未満の事業所は届出により前6か月分を**6月10日**と**12月10日**までに納付することができます。 → **6月10日(火)まで**
- 4月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長特例あり(特例利用の場合は見込納付、消費税は法人税の延長とセットで)。
→ **決算当日(月末決算では6月30日(月))まで**
- 10月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)
→ **決算当日(月末決算では6月30日(月))まで**
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち7月・10月・1月決算法人の中間申告と納付
→ **決算当日(月末決算では6月30日(月))まで**
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が4,800万円超の法人)のうち3月・4月決算法人(申告期限延長の場合は2月・3月・4月決算法人)を除く法人の中間申告と納付
→ **決算当日(月末決算では6月30日(月))まで**

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(5月雇入分) → **6月10日(火)まで**
- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の5月雇入・離職分) → **6月30日(月)まで**
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(5月分) → **6月30日(月)まで**

- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、原則その翌日が納付期限等の日となります。

Column

令和7年6月施行の熱中症対策義務化

労働安全衛生規則の一部改正が令和7年6月1日より施行され、事業者による熱中症対策が義務化されます。この点につき、税務・労務上の注意点を記載します。

【税務上の注意点】

事業者による熱中症対策義務化に向けた体制整備のために、有料の外部研修に参加することが考えられます。国内雇用者の職務に必要な知識の習得のために支払う外部研修参加費は賃上げ促進税制に規定する教育訓練費にあたり、中小企業が下記2要件に該当する場合、税額控除率が10%上乘せられます。

- ① 教育訓練費の額が前事業年度と比べて5%以上増加していること。
- ② 教育訓練費の額が適用事業年度の雇用者給与等支給額の0.05%以上であること。

【労務上の注意点】

労働安全衛生法において、事業者は高温などによる健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないこととされており、具体的ことは労働安全衛生規則にて定められています。この労働安全衛生規則の一部改正が令和7年6月1日に施行され、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために必要な対応が事業者には義務付けられます。具体的には「WBGT(暑さ指数)28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間以上の実施」が見込まれる作業について、熱中症の重篤化を防止するため、「報告体制の整備」「実施手順の作成」「関係労働者への周知」が罰則付きで義務化されます。

ギモンを解決!

経理担当者のための 税務・会計 Q&A

今月のテーマ 役員報酬支給額の変更

税理士 磯山 仁志

Q 毎月の役員報酬の支給額について変更したいのですが、どうしたらいいのでしょうか？

A 変更するためには、事業年度開始から3か月以内に所定の手続きを経る必要があります。

法人が役員に対して支給する給与については、「定期同額給与」、「事前確定届出給与」または「一定の業績連動給与」のいずれにも該当しないものは損金になりません。

この中で従業員の月給と同じように、一定の期間ごと（通常は毎月）に支給する役員報酬を「定期同額給与」と呼びます。

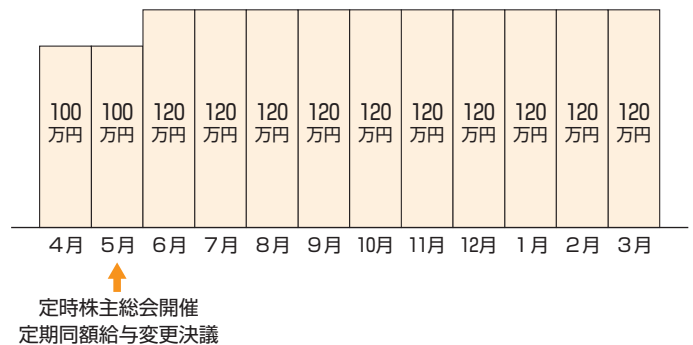
従業員の給与は毎月の残業手当や任意の臨時手当などにより、一般的に毎月の支給額は異なりますが、「定期同額給与」は従業員の給与とは異なり、原則毎月同額である必要があり、いつでも自由に支給額を変更できるわけではありません。

「定期同額給与」の支給額を変更する場合には、原則として事業年度開始日から3か月を経過する日までに株主総会を開催し議事録を作成します。また、支給額変更後は次回の変更まで毎月同額を支給する必要があります。

一般的には、事業年度開始2か月目に定時株主総会を開催し、決算確定に関する決議とともに必要に応じて「定期同額給与」の変更を決議し、当月もしくは翌月から変更後の金額を支給することが多いでしょう。

なお、事業年度開始1か月目から「定期同額給与」を変更し、支給したい場合には、事業年度開始1か月目に臨時株主総会を開催し変更を決議する必要があります。

例) 3月決算法人の場合



一方で、次のように「定期同額給与」を事業年度開始4か月目以降に変更した場合は、原則として変更した部分の損金算入は認められません。

例) 3月決算法人が9月から役員報酬を増額した場合

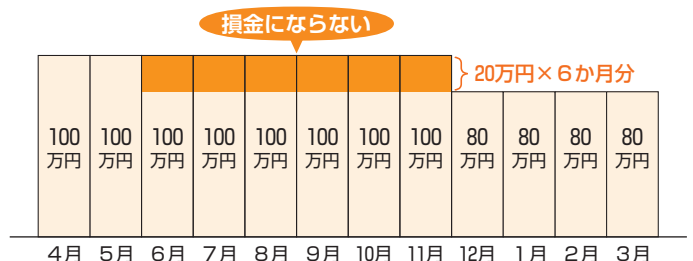
(例外事由に該当する場合を除く)



⇒9月以降の増額部分 (20万円×7か月=140万円) は損金算入できない。

例) 3月決算法人が12月から役員報酬を減額した場合

(前年度から当年度11月までは支給額の変更がなく、5月に定時株主総会を開催しており、かつ例外事由に該当する場合を除く)



⇒定時株式総会後の支給額のうち、12月の減額後の支給額を超過する部分 (20万円×6か月=120万円) は損金算入できない。

ただし、例外として次のような場合には事業年度開始4か月目以降であっても変更が認められます。

- ① 役員の職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更、その他これらに類するやむを得ない事情がある場合
- ② 法人の経営状況が著しく悪化したこと、その他これに類する理由がある場合

特殊な事情がない限り、役員報酬は事業年度開始から3か月以内でなければ変更できないことに留意してください。